

平成31年2月28日
中部地方整備局

不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 株式会社熊本清掃社
業者の住所 : 熊本県熊本市西区池上町1000番地5
- 指名停止措置期間 : 平成31年2月28日から平成31年3月27日まで(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
(株)熊本清掃社の役員及び使用人は、名古屋市港区の工場から基準を超える有害物質を含む汚染水を流したとして、平成31年1月24日、水質汚濁防止法違反の疑いで愛知県警により逮捕された。
- 指名停止措置理由
(株)熊本清掃社の役員及び使用人が、水質汚濁防止法違反の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当する。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 中村 久貴
契約課長補佐 土屋 修一 電話番号(052)953-8138